

お取引先様 各位

トヨタ L & F 西四国株式会社
営業本部**緊急事態宣言にともなう新型コロナウイルス感染症対応について**

全国で緊急事態宣言が発令されました。

トヨタ L & F 西四国株式会社では、新型コロナウイルス感染症に対する予防を今以上に強化してまいります。お取引先様、関係先様のご理解とご協力をお願いいたします。

【社内対応について】**◆基本方針**

1. お客様・社員とその家族の健康を守ることを最優先する
2. 社会的に必要な物流を守るため、お客様の求めるサービスの提供に努める

◆基本事項

1. 社員は基本的な感染予防対策（うがい・手洗い・マスク着用）を実施
2. 社員は毎朝、出勤前に検温を実施し37.5度以上の場合は出勤を自粛
3. 公共交通機関の利用を禁止
4. 社内懇親会、歓送迎会等の禁止
5. 人混みへの接触を避ける
6. 夜間、休日の外出を自粛する
7. 職務上、車への乗り合わせ時はできる限りマスク着用

◆緊急事態宣言時の当社活動について

当社	行政から指示のない状態	緊急事態宣言
営業所	通常営業	通常営業※
営業スタッフ	通常営業	一部活動の自粛※ (お客様のご依頼事項は 対応いたします)
サービススタッフ		
事務スタッフ		

※状況に応じて変更となる可能性があります。変更の際は、随時ご案内します。

◆営業活動について

1. 従業員のマスク着用
2. お客様先を訪問する際は、必ず事前にお客様へご了承いただき、基本的な感染予防対策を実施のうえ訪問します
3. お客様のフォークリフトのハンドル、シフトレバーはお渡しの際に消毒します
4. お客様先での安全講習については延期・中止とさせていただきます
5. 当社主催の展示会については延期・中止とさせていただきます

◆当社事務所へのご来社について

1. お客様のご来社は極力控えていただきますようお願いいたします
2. 来社の際は、手指消毒・マスク着用をお願いいたします
3. マスク未着用のお客様は入室をお断りさせていただく場合があります
4. 来訪者記録へ記載をお願いいたします(社内で感染症が発生した際、濃厚接触者を特定するため)
5. 体調不良や風邪の症状がある方は来社をご遠慮ください

◆当社社員が感染した場合

1. 感染した社員の行動履歴を確認し、濃厚接触者となる可能性がある取引先様、関係先様へご連絡いたします

◆実施期間（暫定）

1. 4月20日(月)～5月6日(水)
なおGWは4/29,5/3-6までは休日となっています
2. 5月7日(木)～5月31日(日)
国の緊急事態宣言延長に伴い、延長いたします

以 上

【問い合わせ先】 □

業務部 [連絡先：089-967-6555]